

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、食品小売業を対象として、国産品（標準品、地場産品及び高付加価値品（有機栽培、特別栽培））、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、消費者ニーズに対応した国内農業の振興施策等に資することを目的とする。

2 調査の方法

統計・情報センター職員が調査協力者に調査票を配付し、毎月郵送回収する自計申告の方法で行った。

3 調査対象

札幌市、仙台市、東京都特別区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市に所在する生鮮野菜を取り扱っている各種食料品小売業で、従業者10人以上のセルフサービス店を営む事業所のうち、POSシステムを導入している事業所を対象に実施した。

4 調査期間

調査は毎月15日を含む週の1週間（日曜日から土曜日まで）とした。

5 調査品目

調査品目は、下表の生鮮野菜23品目とした。

品目	備考	品目	備考
だいこん	ラディッシュを除く。	なす	長なすを含む。
にんじん	金時にんじんを除く。	トマト	ミニトマトを除く。
ごぼう		ミニトマト	トマトを除く。
はくさい	結球はくさい	ピーマン	緑のもの
キャベツ	芽キャベツを除く。	パプリカ	パプリカ、ジャンボピーマン
ほうれんそう		ばれいしょ	
ねぎ	白ねぎ	さといも	八頭を除く。
アスパラガス	グリーンアスパラガス	たまねぎ	葉たまねぎを除く。
ブロッコリー		にんにく	茎、葉は除く。
レタス	結球レタス	しょうが	根しょうが
きゅうり		生しいたけ	
かぼちゃ	ズッキーニは除く。		

6 調査事項

本調査では、品目ごとの国産品（標準品、高付加価値品（有機栽培品、特別栽培品）及び地場産品）、輸入品別の販売数量、販売価格を把握した。

この資料では、①調査品目を販売している全店舗における平均販売価格及び1店舗当たり販売数量、②並列販売店舗における平均販売価格及び1店舗当たり販売数量について掲載した。

①については標準品や高付加価値品などの調査対象となった品目の平均的な価格水準を明らかにしたものであり、②については、並列販売店舗において、例えば標準品の価格と高付加価値品価格などとの間にどの程度の違いを設定しているかその差を明らかにしたものである。

なお、並列販売店舗とは、同じ品目について国産標準品と高付加価値品（有機栽培品、特別栽培品）、地場産品又は輸入品のいずれかを同時に販売している店舗をいう。

7 統計表中の用語の解説

(1) 国産標準品

国内で生産された生鮮野菜のうち、品質、栽培方法等について消費者に特段の差別化を図らず販売され、地場産品、高付加価値品のいずれにも該当しない国産品である。

(2) 地場産品

当該調査客体が所在する都道府県内で生産されたもので、消費者等に新鮮、安心感親しみ等を差別化して販売されている国産品である。

(3) 高付加価値品

有機栽培品及び特別栽培品のことである。

(注) なお、調査対象店舗において有機栽培品及び特別栽培品の両者が販売されている場合には、販売数量の多い方を調査対象としている。

ア 有機栽培品

有機食品の検査認証制度に基づき農林水産大臣から認可を受けた登録認定機関から認定され、有機JASマークを貼付してあるもの。

イ 特別栽培品

農林水産省で示している「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき表示されているもの及び各県により定められている特別栽培農産物の認証制度により認証されたもの。

(4) 輸入品

外国から輸入された生鮮野菜である。

(注) なお、数か国からの輸入品が販売されていた場合には、最も販売数量の多いものとする。

8 統計表中の価格（消費税を含む）は、各店舗の価格の合計を販売店舗数で除して求めた単純平均値である。

また、販売数量は該当商品を販売していた店舗の1店舗当たりの平均販売数量である。

9 統計表中に使用した符号は次のとおりである。

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「0」： 単位未満のもの

「△」： 負数又は減少したもの

「…」： 未発表のもの

10 本調査は、7都市の130客体を対象に実施した。

なお、平成15年1月～12月までの回収客体数はのべ1,408事業所、回収率は90.3%である。

連絡先：農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課 消費統計室 消費動向班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線2892、2889

(直通) 03-3591-0783